

# 高齢運転者交通事故防止対策ワーキングチームの取りまとめ を踏まえた厚生労働省の取組について

H30.6.13  
高齢運転者交通事故  
防止対策に関する有識  
者会議(第6回)

資料5

## 1. 改正道路交通法の円滑な施行

### 【ワーキングチームの取りまとめ内容】

- 医師の診断体制の確保に向けた警察と医師会等の連携強化
- 認知症の早期診断・対応に向けた警察と地方公共団体福祉部局の連携強化

### 【厚生労働省の取組】

- 全国会議等により、自治体に対し、自治体の福祉部局と警察、運転適性相談窓口等が連携し、以下の取組の推進を依頼
  - ① 地域における診断の受け入れ体制の整備に協力するとともに、医師の診断が必要とされた方が適切に診断を受けられるよう支援すること
  - ② 免許の更新の際に認知症のおそれがあると判断された方について、適切に認知症の早期診断・早期対応に繋げていくこと
  - ③ 認知症のおそれがある方やその家族から、運転継続や免許の更新に関する相談があった場合に、必要な支援を受けられるようにすること

## 2. 高齢者の移動手段の確保など社会全体で生活を支える体制の整備

### 【ワーキングチームの取りまとめ内容】

- 介護サービスと輸送サービスの連携強化

### 【厚生労働省の取組】

- 関係する自治体向けのガイドラインを改正し、以下について自治体に周知
  - ・ 市町村の福祉部局と交通部局の連携強化や交通関係と介護保険制度等の地域の協議の場の中の連携
  - ・ 介護保険制度における移動支援サービス(訪問型サービスD)について、対象者や助成の範囲を明確化
- 移動支援サービスについて、市町村の実施例を整理し、道路運送法上の位置づけや安全面への配慮等について情報提供